

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 口腔粘膜処置
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 歯科技工加算1及び2
- レーザー機器加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料

(2024年11月1日時点)